

# 金融論の新展開と組合金融論

常任顧問 田中久義

## 〔要 旨〕

- 1 農協信用事業のあり方やその役割は、信用組合論、農業金融論、組合金融としての信用事業論、そして農業・農村金融論などのさまざまな名のもとに論じられてきた。しかし、それは貸出中心の役割論として取り上げられることが多く、そこでは金融理論とのかかわりはあまり意識されていなかった。
- 2 一方、金融論は、金融工学のような新たな分野が著しく発展して注目を集めているが、信用創造理論や中央銀行の金融政策のような伝統的分野においても新たな展開がみられる。
- 3 信用創造理論については、金融機関の業務の出発点が預貯金にあるのか、それとも貸出にあるのかが問われ、伝統的には預貯金が先と考えられてきた。しかしこの理解には異論も多く、現在では、預貯金は信用創造によって創出されるとする貸出先行論が定着しつつある。
- 4 ところが、農協信用事業が担っている農業・農村金融をめぐるさまざまな理論は、相互金融の名のもとに「集めた資金を貸し出す」という貯金先行論をそのまま維持しており、地域経済も含めた経済の発展に不可欠な資金を供給する信用創造機能の評価が不十分なままである。
- 5 協同組合が行う金融である組合金融としての農協信用事業について、新たな金融論の展開を加味した事業論の確立が必要であり、そのためには相互金融、貯貸率や余裕金概念の再検討、さらには連合組織を含めた運用業務の本来業務としての再位置づけが必要と思われる。

## 目次

### はじめに

#### 1 金融論の概要とその展開

- (1) 金融論の概要
- (2) 預金が先か貸出が先か

#### 2 信用事業論の展開と金融認識

- (1) 産業組合前後
- (2) 農業金融論

#### (3) 組合金融論としての信用事業論

#### (4) 農業・農村金融論

#### 3 再検討の論点と展開方向

- (1) 組合金融の特性
- (2) 相互金融の位置づけ
- (3) 貯貸率と余裕金概念

### おわりに

## はじめに

農協信用事業のあり方やその役割については、これまで主として貸出面に着目して論じられてきた。その多くは、農業・農村、そして協同組合の特性を明らかにしたうえで、その金融面への反映を解明するもので、金融理論それ自体にはあまり注意が払われてこなかった。

しかし、金融理論は着実に展開しており、現在では、これまでの農業金融論や農業・農村金融論が前提とするそれとはかなり趣を異にしている。金融理論は、今回の金融危機を招いた一因とされる金融工学など新たな分野が注目されているが、新たな展開はそのような分野だけではなく、伝統的理論それ自体にも及んでいる。

そこで、本稿では、金融論の新たな展開状況を紹介するとともに、これまでの農協金融をめぐる議論に共通する金融観を明らかにし、新たな金融論をベースに組合金融論を再整理するための課題とともに、再構築の方向を提起してみることにしたい。

## 1 金融論の概要とその展開

### (1) 金融論の概要

#### a 金融取引とその効果

はじめに、現在の標準的な金融論から、組合金融論にかかわりが深いと思われる事項を整理しておきたい（参考文献2, 5, 9参照）。

金融取引とは、「現在のお金」と「将来時点でお金を提供するという約束」を交換する取引と定義される。ここでいう「お金」とは購買力であり、この金融取引の取引対象が「金融商品」である。これは、発行する立場からは「金融負債」、保有する立場からは「金融資産」と呼ばれる。

また、約束には負債契約と持分契約の2つがある。負債契約は、大部分の国債や貸出金そして預貯金のように、将来提供されるお金の額があらかじめ確定しているものである。一方、持分契約は、普通株式や協同組合への出資金のように、将来提供されるお金の額つまり配当額が確定していないものである。ただし、負債契約のなかにも

額が確定していない変動利付債があり、持分契約の代表である株式にも優先株式があるなど、両者の境界は明確ではない。

このような金融取引の効果としてあげられるのは、①資金の移転、②リスクの移転、③決済機能などである。

「資金の移転」とは、金融取引をつうじて赤字主体と黒字主体との間で購買力が移転することである。ここでいう「赤字」「黒字」は損益ではなく、投資額が貯蓄額を上回るかどうかである。赤字主体が投資を行うためには不足する購買力を入手しなければならない。そこで将来時点でお金を提供する約束をし、それと交換に現在のお金を受け取る取引を行うのである。

つぎに「リスクの移転」である。投資を行う場合、その成果があらかじめ確定していないという意味でリスクが伴う。現在の金融論は、資金提供者も応分のリスクを負担することを想定し、その分担は契約によって定められるが、負担内容は契約方式や資金提供者のリスク負担能力によって異なる。

最後に「決済機能」とは、取引などによる債権・債務関係を清算する機能である。金融商品は、受け渡しと同時に支払いが完了する場合には「交換手段」と呼ばれ、後日支払われて社会的に取引の完了が承認される場合には「決済手段」と呼ばれる。この意味で最終的な決済手段は貨幣そのものである。

以上のような金融取引は、資金の移転によって赤字主体の投資を可能にするという

重要な意義をもつが、それを安定的に行うためには一定の基盤を必要とする。その基盤には、金融取引の円滑な実施を支える仕組みやそれを担う組織と、その働きを担保する公的な仕組みとしての規制や取引ルールがあり、これらを一括して金融制度と呼ぶ。

なお、金融取引における資金調達者と資金提供者のニーズにはギャップがあるため、それを調整するメカニズムが必要となる。市場の価格調整メカニズムによって調整するのが「直接金融」であり、金融機関が介在して調整するのが「間接金融」である。

これらに新たに加わった方式が、つなぐ片側が「市場」である間接金融であり、「市場型間接金融」と呼ばれる。この市場型間接金融には、金融機関が資金提供者と市場を結ぶものと、資金調達者と市場を結ぶものがある。前者が投資信託や金融機関の市場運用であり、そして後者にはノンバンクなどがある。

ここで、前者に「金融機関の市場運用」が含まれていることに留意する必要がある。これは、資金の運用サイドである借方（資産）が市場と結びついている金融機関は市場型間接金融の担い手であることを示しており、このことは組合金融の各金融機関にもよく適合する。

## **b 審査と事後の監視**

金融取引を行う場合、資金提供者は通常、事前における審査と、事後における監

視を行う必要がある。

「事前の審査」とは次のようなものである。

金融取引を円滑に行うため、資金提供者は取引にあたってまず「審査」を行う。審査とは、約束された将来の見返り提供の実行可能性を確認することであり、「信用調査」ともいわれる。ここで確認されるのは、投資計画や投資者の能力評価、所得の見通しやリスク負担を担保する資産の有無などであり、これらを的確に判断するには専門能力が必要となる。

しかし、すべての資金提供者がこのような能力を備えているわけではなく、またすべての人が行うことが効率的ともいえない。そこで、特定の組織が本来の資金提供者に代わって審査活動を行い、専門家による能率の向上と集中による規模の利益を実現することで審査コストを引き下げることが必要となる。これが金融機関の基本的な存在理由である。重要なのは、費用対効果に優れた審査能力をもっているかであり、審査コストを低減することができるかが金融機関の存在意義に大きくかわるということである。

つぎに「事後の監視」とは次のようである。

金融取引は、資金提供者に渡される見返りが大きいほど、投資から得る利益のうちの資金調達者の取り分が減少するという関係があるため、事後において調達者に約束を守らせる仕組みが必要となる。このための制度が司法であり、最終的にそれを利用

する可能性が約束を履行させる圧力となる。しかし、これによっても資金が完全に担保されるわけではない。司法制度によっても全額を回収できないことがあり、加えて制度の利用には費用と時間を要するからである。

このような公的制度によらずに履行を確実にする仕組みに「評判のメカニズム」がある。これは、不履行となった主体は評判を失ってその後の取引が不可能になるというメカニズムである。この評判に基づく実効性確保の仕組みは、比較的クローズドな集団のなかで繰り返し取引が行われる状況で、より有効に働くとされる。

こうした事後の監視も、審査と同様に費用と専門的な能力が必要であり、ここでも金融機関という専門組織に委託することが効率的である。金融機関のこのような監視は預貯金者などの利益を守るために行われるが、そうした監視下で活動することは、資金調達者にとっても信頼性を高めるという意義があり、この点も金融機関の存在意義を強めている。

## (2) 預金が先か貸出が先か

今回の金融危機は、多様な金融商品を作り出した金融工学をクローズ・アップさせた。しかし、金融理論の変化は、このような分野だけではなく、伝統的な領域でも生じた。それは金融機関の信用創造機能にかかわる論争であり、金融機関の業務の基本的な理解にかかわるものであった。その論点は「金融機関の業務の出発点は預金（受

信行為)にあるのか、それとも貸出(与信行為)にあるか」である。

#### a 伝統的見解

伝統的・通説的見解は、金融機関の業務の出発点は預金(受信行為)にあるとする。その説明はつぎのようである(詳細は参考文献5,9参照)。

金融機関は、資金の供給者と需要者の間で仲介するだけでなく、信用創造も行う。金融機関の預金は、取引先から現金などを受け入れることによるほか、貸出金が借り手の口座に入金されることによっても創出される。前者を「本源的預金」、後者を「派生的預金」と呼ぶ。

預金は絶えず入出金されるが、全体としてみると、その一定割合はどこかの金融機関に滞留する。この滞留預金が貸出の原資となり、借入者の口座に入金されて派生的預金になるところから信用乗数サイクルに入るとされる。

たとえば、ある人がA銀行に現金で100万円を預金したとする。支払準備が10%であるとしてA銀行は10万円を残して90万円を企業甲に貸し出し、甲は企業乙への支払いとしてB銀行内の乙名義の口座に振り込んだとする。B銀行はこのなかから9万円を支払準備として残し、残り81万円を貸し出す。このような連鎖が繰り返されると、最初に預けられた100万円の現金をもとに、貸出によって900万円の預金通貨が創られ、預金総額は1,000万円に増加する。

以上のような伝統的見解の説明は、まず

本源的預金、場合によっては滞留預金から始められる。これがコアとなり、支払準備を差し引いた部分が次の貸出にまわされて預金に入り、そこからさらに準備部分が差し引かれてさらに次の貸出に回されるというように預金が拡大する機能を「信用創造(預金創造)機能」と呼んでいる。

この見解の基礎は「大数の法則」にある。預金の一定割合が金融機関に滞留すること、そして利用者数が多いほど滞留する資金が大きくなることが統計的に確認されていることが根拠とされている。

#### b 通説的見解への疑問

しかし、このような見解には古くから疑問が出されていた(建部(2008))。それは、「預金者が持ち込んだ現金はどこからくるのか」という問いである。先の例で最初に預けられた現金は、取引先からの入金や給与収入で得られたものであるかもしれないが、その入手経路をたどれば、その現金は必ず金融機関から入手されている。日本銀行だけが銀行券を発行し、それが金融機関を経由して経済社会に供給されている以上、これは必ず成立する。

とすれば、本源的預金として預入された先の例の現金は、もともと他金融機関の預金であったのであり、ある金融機関の本源的預金の増加は他金融機関のその減少を意味する。これを金融システム全体でみれば、預金額も支払準備額も変化しないことを意味しており、信用創造は実現していないのである。

このような立場では、金融システム全体でみれば本源的預金は存在しないことになる。存在する預金は、すべて貸出によって創造されたものであると理解せざるを得ないからである。

### c 現在の理解

この論争は通説的見解の修正で決着した。すなわち「銀行が貸出を行う際は、貸出先企業Aに現金を交付するわけではなく、Aの預金口座に貸出金相当額を入金記帳する。つまり銀行の貸出の段階で預金は創造される」とされたのである（全国銀行協会金融調査部編『図説わが国の銀行（2000年版）』）。

ここで示されているのは、「まず預金ありき」ではなく、預金通貨を創造する「貸出ありき」が妥当だという見解である。これは、預金通貨がすべて金融機関の貸出によって創造されたものであることを宣言している。

この通説の修正は、単に信用創造の理解の変更だけにとどまらない広がりをもっている。例えば、マネーストックにかかわる金融政策では、中央銀行がハイパワード・マネーの供給額を決めれば、その貨幣（信用創造）乗数倍のマネーストック（つまり銀行貸出）が供給されるとしていた。しかし、時間的に先行するのが金融機関の貸出であるとする、日銀はそれをコントロールすることができないことになる（池尾（2010）94頁以下）。

このように、信用創造論は金融論の根幹

をなすといっただけに、これをめぐる見解の変化は、農協の信用事業論ひいては協同組合の金融事業をめぐる組合金融論にも大きな影響を与えると考えざるを得ない。

## 2 信用事業論の展開と金融認識

農協の信用事業論は、組合金融、農業金融、生活金融、農村金融、農業・農村金融、そして地域金融といった多様な名のもとに展開されてきた。これらの幅広い概念は農協の信用事業だけに当てはまるわけではないが、それが主要な担い手であることは共通している。以下では、金融論の変化を念頭に置きながら、これらの主張がどのような金融観にあるかを確認してみたい。

### (1) 産業組合前後

わが国の農村社会における協同組織による相互融通組織の原型は、中世の頼母子講や無尽講などいわゆる「講」にさかのぼるといわれる。「これらは、困窮者の救済を目的に講員（加入者）が一定の掛け金を拠出し、定められた期日に入札・抽選を行ない、所定の金額を講員に融通し合うという、相互扶助的な性格をもっていた」（参考文献7）。

こうした幕末期までの講は、明治10年代以降各地に設立された近代的な協同組合や産業組合法に基づく協同組合とは一線を画すものではあるが、その源流とされる。現在の農協信用事業がもつ相互金融性は、こ

うした古くからの講にその原型をみることができるのである。

金融としての講の特徴は、持ち寄るのが「現金」であり、借入者が受け取るのもその「現金」だという点にある。ここでみられる金融観は、集めた現金の授受を金融ととらえていることにある。購買力を表章する現金は目に見えるだけに、このような金融観は直感的で理解しやすい。

「講」による金融は、協同組合とともに新たな展開をみせる。わが国の近代的な協同組合は1900年に制定された産業組合から始まるとされる。法制定当初は、販売、購買、信用、指導の4種の組合がそれぞれ設立されることとされ、兼業はできなかつた。しかし、1906年には早くも法律が改正され、兼業とくに信用と他の事業の兼営が認められた。この産業組合金融の考え方は、組合金融の古典といわれる小平権一「産業組合金融」につぎのように述べられている（『新版協同組合事典』家の光協会）。

産業組合金融は、組合の組織によって信用を取得し、組合の組織によって互いに余裕の手許金を預け合い、これを組合員に貸付し、または他の確実なところに預け入れるものである。このような性格上組合金融は債務者のための金融であり、組合員の経済の改善に役立たない資金は、いかに担保があっても信用を付与しないことを原則にするという意味で、精神的・教育的である。

この産組金融は相互金融として次のように説明される。まず、組合金融は組合を媒介として組合員の資金の有無相通を図るも

のであるとし、産組ではまず互いに手許金を組合に預け合い、その預けた資金を組合員が借り合うことを実行しなければならないとする。このような金融観は、明らかに先の「講」のそれに近く、以下にみる諸論の金融観にも強い影響を与えている。

## (2) 農業金融論

つぎに農業金融論における金融観を確認しよう。加藤（1997）は、金融の定義から始め、最広義の金融とは貨幣の流通であるとする（参考文献6）。貨幣の流通類型のひとつである金融的流通が狭義の金融であり、貨幣の貸借、そして資金の貸借がその内容である。この「資金」には預金通貨が含まれ、それは利子を得るという意味で資本としての性格をもつとされる。こうした間接金融機関の資金は自己資金（資本金+積立金）と外来資金とからなり、外来資金とは金融機関の社会的信用によって吸収・創設された資金である。

金融機関の最重要業務は受信業務すなわち預金業務であり、この預金は2つに分けられる。ひとつは「直接預金」であり、外部から預け入れられることによって生まれる。もうひとつは「振替預金」であり、貸出金が借り手の預金勘定に振り込まれて生まれる。この両者には、「直接預金の場合は、銀行の受動的な信用創造であり（中略）この行動によって社会に存在する貨幣量が変化するわけではない」が、「振替預金の場合は、銀行の能動的な信用創造であり、社会に存在する貨幣量がそれだけ増加す

る」という違いがあり、後者が通常いわれる「信用創造」である。

この信用創造を基礎付ける理論については、「直接預金として受け入れた資金のうち支払準備金として必要なだけを保有しておけば、それ以外は貸出すことによって振替預金を創造することができる」とする。これは、この農業金融論の金融観が先にみた伝統的見解と同様であることを示している。

### (3) 組合金融論としての信用事業論

日本経済の高度成長期以降、農協信用事業の実務者に大きな影響を与えた組合金融論としての信用事業論に市塚、長井、鈴木(1986)があり、その認識はつぎのようである(参考文献4)。

農協信用事業のあり方はその時々を経済的・社会的条件の変化に応じて変化しており、戦後から高度成長期にいたるまでの間は、後述するような条件のもとで相互金融性を強く保持していた。しかし、その相互金融性は次第に限定され、協同貯蓄金融機関としての性格が強まった。

この変化をとらえて論者は、従来の相互金融一色の信用事業論にひとつの修正を加える。それは、基本に「一定範囲の相互金融を充足する機能」が、その上に「大部分の組合員農家から預託された共同の資金運用部分を保有する貯蓄金融機関化」した部分があり、その全体が農協信用事業を構成するというものであった。言い換えれば、貸出金と見合う貯金部分が相互金融であ

り、それを上回る部分は共同資金運用であるとしたのである。

このような認識に立ちながら、「農協信用事業は組合金融であり、協同組合を媒介とする相互金融を旨とし原則」としたうえで、「相互金融とは、組合が一方では余裕ある組合員の資金を貯金として受託し、他方、資金を必要とする組合員にそれを融通し、組合員相互の貯金と貸付とを結びつけることによって資金の「有無相通」をはかる」と先の産業組合金融論の主張を踏襲している。このように、産組金融論の金融観は農協の信用事業論にも承継され、ここでも「講」にみられた貨幣そのものの貸借が金融という金融観が色濃く残っている。

しかし、これは組合金融の基礎部分についての認識であり、その上にある協同貯蓄金融機関部分については、つぎのことが強調される。すなわち、「相互金融とは借入者でもあり、貯金者でもある組合員が協同して貯蓄をし、協同して資金を融通し合う『協同貯蓄』『協同信用』である」ことが最も肝要であるとし、貯金と貸出金とが、それぞれ独自の協同であることも指摘されているのである。

### (4) 農業・農村金融論

農協貸出は、高度成長期を経て生活資金のウェイト上昇と農業貸出のその低下という変化をみせた。このような状況をうけて、当研究所の前身である農林中金調査部では、農協を含む各種金融機関の組合員農家向けの融資状況を「農業・農村金融」と

して公表してきた。

このような変化を踏まえて提起されたものに「農村金融論」や「農業・農村金融論」がある（参考文献10、同3）。

前者では、わが国経済の高度成長期、安定成長期、平成不況期に分けて先行研究が整理されている。これら諸研究での金融観が伝統的見解に基づいていることは本稿でもすでに紹介したとおりであり、論者の分析・主張も同様である。

たとえば、農村金融機関の社会的役割は「農村で調達した資金を同じ地域内で運用」することにあり、貯貸率の低下は、「農協資金の農村外資金循環」となるため、農村貸出を促進することが農村金融の課題のひとつであるとされる。ここでも貯金で調達した資金を貸し出すという考え方が根底におかれている。

また、後者では、金融論の新展開を踏まえた記述がみられる。たとえば、金融自由化論の背景に「金融理論における市場機能を強調する学派の影響力が増大」していることをあげ、これを「市場機能の活用が金融市場における資源配分をより効率的にするという考え方」と説明している。

このように、金融論の新たな展開への留意はみられるが、その関心はマイクロファイナンスなどに向けられ、信用創造理論の変化には触れられていない。その意味で、ここでも伝統的な金融観が前提とされるとみられるのである。

### 3 再検討の論点と展開方向

#### (1) 組合金融の特性

前項では、金融機関の信用創造機能、具体的には貯貸業務の位置づけについての考え方という意味での金融観の観点から、組合金融をめぐる諸論調のいくつかを紹介した。これらの共通項はつぎのように整理することができる。

第一に、組合金融の特質が相互金融にあることは一貫している。この相互金融は、産業組合当時の整理が踏襲され、組合員から集まった貯金を必要とする組合員に融通することとされていた。この考え方は、修正されてはいるが、現在も承継されていることは既に述べたとおりである。

第二に、組合金融である農協金融は貯貸業務を中心とする間接金融の担い手であることが前提とされている。これは諸研究が農協の貯貸業務に着目していることが示している。また、農協の信用事業制度そのものが、そうした役割を果たすための制度として発足した点からも確認される。

しかし、金融の方式には伝統的な直接金融と間接金融に市場型間接金融という新たな方式が加わった。これにより、第一の点で指摘した古くからの共同運用部分は、市場型間接金融と位置づけられることを意味している。

第三に、組合金融は各種の金融機関との競争裡に置かれてきたことが確認される。先の諸研究において、農協の信用事業が貯

貸両面で各種金融機関、とくに政府系金融機関と日常的に競合してきたとしていることがこれを示している。

このようにみた場合、銀行をはじめとする他の金融機関の機能にかかる理論と、農協をはじめとする協同組織の金融機関のそれが異なっている状況をどのように考えればよいのであろうか。以下いくつかの論点を検討してみたい。

## (2) 相互金融の位置づけ

組合金融の特質としての相互金融性は、経済状況の変化とともに変化しており、一言でいえば相互金融性の弱まりととらえられていた。このような状況を市場ほか(1986)では次のように説明している。

農協信用事業が相互金融を展開することができた理由は、①組合員農家各階層がほぼ等しい貯蓄率であった、②各層とも資金余裕が低水準であった、③各層の組合員農家が互いに間欠的に資金が不足したことにあり、これが「資金を相互に充足するという相互金融性」を可能にしていた。しかし、この条件は高度成長を経て大きく変化し、農協信用事業は「一定範囲の相互金融を充足する機能」を基本としつつ、その上に「大部分の組合員農家から預託された共同の資金運用部分を保有する貯蓄金融機関化」したのである。

しかし、金融機関業務の出発点が貸出(信用創造)にあるとする現在の金融論に基づけば、異なる整理が可能となる。つまり、組合金融の相互性は、貯金を貸出の原資と

することにあるのではなく、協同組織性にメンバーシップ性の発揮によるコストの低減にある。農協の信用事業は、信用の協同供与と貯蓄の協同運用という2つの協同から構成され、組合金融としての農協信用事業の課題は、この2つの協同をより低コストで実現することではなければならない。

言い換えれば、農協信用事業が信用創造機能を発揮することこそが、組合員経済や地域経済の発展に寄与することなのである。なぜなら、集めて貸す金融では経済を成長させることはできないからである。

## (3) 貯貸率と余裕金概念

貯金残高に対する貸出金残高の割合である貯貸率はさまざまな意味で使われてきた。

そのひとつに、金融機関が本来的役割を果たしているかどうかのメルクマールとしての利用がある。たとえば、住専問題論議が高まっていた折、貯貸率が低いことをもって「農林系統」は、いわゆるエコノミストから役割を果たしていないと指弾され、金融界からの退場を求められた。この種の批判は現在でもあり、この基礎に信用創造についての伝統的見解が潜んでいることは明らかであるが、そのような批判は金融論の修正とともに根拠を失っている。

もうひとつの使われ方は、地域の資金を地域にどの程度還元しているかを示す指標とするものである。この比率が高い金融機関ほど資金の地域還元度が高く、地域に貢献しているとされ、先の農村金融論にも同

じ認識が見られる。しかし、集めて貸すのではなく信用創造で貸すと理解すると、このような使い方はできない。地域への資金供給状況は、貯貸率ではなく、地域の資金需要の充足度で示されなければならない。

つぎに余裕金概念である。余裕金は組合金融に特有な概念であり、抽象的には、総資金量のうち組合員貸出と内部運用分を除いた残りの資金をさす。ただし、この概念は農協法上のものではなく会計慣行とされている（『新版協同組合事典』家の光協会）。

組合金融がこうした概念を必要とした理由は相互金融性であろう。そこでは、組合員の資金充足を図ることが系統3段階を通じた本来業務とされ、外部への資金運用はこれが満たされたのちの余裕金に限るとされてきたからである。このような理解はとくに信用系統で強く、貯金－貸出金＝余裕金ととらえられている。

この算式は資金の運用順序にもつながっている。すなわち、貯金で調達された資金はまず貸出に向けられるべきであり、貸出需要を充足したのちに系統機関への「預け金」、そして市場運用である有価証券等に運用すべきという考え方がそれである。しかし、これも、余裕金の増大という事実を前に修正されたことは既に述べた。

繰り返しになるが、貯金が貸出の原資なのではなく、貸出が貯金を作り出すという現在の金融論の立場では、この余裕金概念も見直しが必要となる。この立場では、組合員から受け入れた貯金すべてが運用の委託であるということになるからである。従

って、これまで余資運用業務といわれた業務は本来業務に位置づけなければならず、これは系統金融で連合組織の役割論にも影響を与える。

先に、市場型間接金融についてのバランス・シートの説明は、農協信用事業系統の現在の姿にそのまま当てはまる。単位組織である農協の信用事業は、余裕金の大宗を連合会への預け金に運用し、さらにそれは連合会の資産勘定をつうじて市場に運用された。これは、農協自身も、連合会を含めた系統金融それ自体も、市場型間接金融機関であり続けていることを明確に示している。このようにみると、余裕金や余資という概念はその役割を終えていると考えることも可能である。

## おわりに

本稿を終えるにあたり、新たな金融論にもとづく組合金融論の再検討の必要性和、筆者の今後の検討課題をあげておきたい。

第一は、そもそも金融論の変化を組合金融論に反映させる必要があるか、である。集めた資金を融通するという従来の相互金融の考え方を、信用創造論の変化にかかわらず貫くことは可能だからである。

しかし、農協信用事業が、他の金融機関と異なる金融を行っていると主張することは難しい。なぜなら、金融論とは農協を含む各種金融機関が行う金融を統一的に説明するものだからである。筆者の主張は、相互金融概念を捨てることではなく、信用創

造を踏まえた理論として再構築することである。

第二は、先の論点以外にも検討点が多いことである。たとえば、余裕金概念の見直し方向でふれたような連合組織の機能やあり方をはじめとする系統金融性についての再検討がそれである。

この点に関しては、市場型間接金融の担い手としての系統金融性についてさらに磨きをかける必要がある。また、現在マクロ、ミクロでプルーデンス政策のあり方に関心が高まっている折から、これと系統金融が保持してきた「相互援助」の考え方との関連についても明らかにする必要がある。これらの検討は今後の課題である。

第三は、協同組織性の観点からの貸出の強化という事業面の課題である。

先に「審査と事後の監視」の項で「評判のメカニズム」について述べた際、このメカニズムが比較的クローズドな集団のなかで、繰り返し取引が行われるような状況で、より有効に働くとされていると紹介した。このようなメカニズムは、協同組織という組合員中心の金融が行われる場合にまさしく当てはまる。また、人的関係が重視される協同組合は、組合と組合員、あるいは組合員同士が情報を共有しているという意味で、審査コストを低くすることが可能

である。これらを実証的に検証し、その結果を施策にまで高めることも今後の課題である。

このところ、再び農協制度の見直しを取り沙汰されていると伝えられ、そのなかには組合金融の見直しも含まれているとされる。批判的見解の多くは、金融論におけるかつての通説的見解にたつものが多い。この意味からも、現在の金融論の水準にたった組合金融論の再構築への取り組みが必要と考える。

#### <参考文献>

- 1 明田作 (2010) 『農業協同組合法』 経済法令研究会
- 2 池尾和人 (2010) 『現代の金融入門 [新版]』 ちくま新書, (株) 筑摩書房
- 3 泉田洋一編著 (2008) 『農業・農村金融の新潮流』 農林統計協会
- 4 市塚宰一郎, 長井民太, 鈴木博共著 (1986) 『五訂新農協信用事業入門』 全国共同出版
- 5 岩田規久男, 堀内昭義 (1983) 『金融』 東洋経済新報社
- 6 加藤譲, 農林省経済局金融課共著 (1977) 『農業金融』 (社) 全国農業改良普及協会
- 7 (株) 農林中金総合研究所 (2004) 『JA教科書 信用事業 [第6版]』 全国農協中央会
- 8 川野重任, 桑原正信, 森晋 (1975) 『農協経営全書 第5巻 農協事業Ⅲ 信用・共済』 (社) 家の光協会
- 9 建部正義 (2008) 『はじめて学ぶ金融論 [第2版]』 大月書店
- 10 日暮賢司 (2003) 『農村金融論』 筑波書房

(たなか ひさよし)

